

○財務省令第一号

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、関税定率法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月九日

財務大臣 麻生 太郎

関税定率法施行規則の一部を改正する省令

関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(宗教用寄贈物品の指定)</p> <p>第五条 法第十五条第一項第四号(宗教用寄贈物品の特定用途免税)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品(第一号に掲げる物品にあつては、金地金その他の換価の容易なものを除く)とする。</p> <p>一・二 「略」</p>	<p>(宗教用寄贈物品の指定)</p> <p>第五条 法第十五条第一項第四号(宗教用寄贈物品の特定用途免税)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一・二 「同上」</p>
--	--

附 則

この省令は、平成三十年一月九日から施行する。